



最高裁秘書第2038号

平成30年5月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

4月25日付け（同月26日受付，最高裁秘書第1905号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（照会）（別添を含む。）（片面で2枚）
- (2) 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（東京高等裁判所長官回答）（片面で1枚）
- (3) 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（大阪高等裁判所長官回答）（片面で1枚）
- (4) 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（名古屋高等裁判所長官回答）（片面で1枚）
- (5) 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（広島高等裁判所長官回答）（片面で1枚）
- (6) 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（福岡高等裁判所長官回答）（片面で1枚）

- (7) 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（仙台高等裁判所長官回答）（片面で1枚）
- (8) 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（札幌高等裁判所長官回答）（片面で1枚）
- (9) 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（高松高等裁判所長官回答）（片面で1枚）
- (10) 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（報告）（別添を含む。）（片面で2枚）

## 2 開示の実施方法

写しの送付

平成29年12月15日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せに  
ついて（照会）

標記の件について、これまで御意見を伺っておりましたところ、別添の申合せ  
案で申合せをしていただくことでよろしいか、御意見をいただきますようお願い  
いたします。

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ

(高等裁判所長官申合せ)

裁判官が事件処理に関し職務上作成し、又は取得した判決書、決定書、審判書等の裁判書の写しその他の書類（事件記録の写し、事件の手控え、期日メモ（合議メモ）、和解条項の写し等をいう。）で所持するものについては、裁判情報を適切に管理するという観点から、退官時までには、廃棄するものとする。

平成29年12月15日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

東京高等裁判所長官 深山卓也

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せに  
ついて（12月15日付け照会に対する回答）

標記の件について、申合せ案のとおり申合せをすることに異存はありません。

平成29年12月15日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

大阪高等裁判所長官 井上 弘 通

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せに  
ついて（12月15日付け照会に対する回答）

標記の件について、申合せ案のとおり申合せをすることに異存はありません。

平成29年12月15日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

名古屋高等裁判所長官 原 優

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せに  
ついて（12月15日付け照会に対する回答）

標記の件について、申合せ案のとおり申合せをすることに異存はありません。

平成29年12月15日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

広島高等裁判所長官 菊池 洋一

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せに  
ついて（12月15日付け照会に対する回答）

標記の件について、申合せ案のとおり申合せをすることに異存はありません。



平成29年12月15日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

福岡高等裁判所長官 小林 昭彦

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せに  
ついて（12月15日付け照会に対する回答）

標記の件について、申合せ案のとおり申合せをすることに異存はありません。

平成29年12月15日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

仙台高等裁判所長官 秋 吉 淳一郎

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せに  
ついて（12月15日付け照会に対する回答）

標記の件について、申合せ案のとおり申合せをすることに異存はありません。

平成29年12月18日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

札幌高等裁判所長官 綿 引 万里子

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せに  
ついて（12月15日付け照会に対する回答）

標記の件について、申合せ案のとおり申合せをすることに異存はありません。

平成29年12月18日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

高松高等裁判所長官 田 村 幸 一

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せに  
ついて（12月15日付け照会に対する回答）

標記の件について、申合せ案のとおり申合せをすることに異存はありません。

平成29年12月19日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せに  
ついて（報告）

標記について、別添のとおり申合せがされました。

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ

(平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ)

裁判官が事件処理に関し職務上作成し、又は取得した判決書、決定書、審判書等の裁判書の写しその他の書類（事件記録の写し、事件の手控え、期日メモ（合議メモ）、和解条項の写し等をいう。）で所持するものについては、裁判情報を適切に管理するという観点から、退官時までには、廃棄するものとする。